

RE-Users 第1回オンラインセミナー：非化石証書の最新動向と活用方法

質問	回答
グリーン電力証書と非化石証書の住み分けについて教えてください。電源側で両方のスキームに部分的に環境価値を売ることは可能でしょうか。また、その場合、どのように重複していないことを担保するのでしょうか。	(肥沼) 非化石価値取引制度上では、非化石電源から発電された系統電力の非化石価値は非化石証書化されることになっており、資源エネルギー庁では当該系統電力分がグリーン電力証書化されることを想定致しておりません。
FITの設備認定が受けられない再エネ電源については、非FIT電源として非化石証書化出来ますか？	(肥沼) FIT設備以外が非FIT電源としての認定対象となりますので、設備登録要件を満たす場合は、登録完了後に行われる電力量の認定を以て、非FIT非化石証書化がなされます。詳細は、非FIT非化石電源に係る登録や電力量認定を行っております、以下運営事務局のURLよりお問い合わせ願います。 *日本ユニシス(株) 非FIT非化石電源認定ポータルサイト https://www.unisys.co.jp/solution/lob/energy/non_fit/
将来的に非FITプロジェクトにてコーポレートPPAを実施していきたいと考えています。環境価値を保有したい場合、どのように非化石証書を捉えれば良いのでしょうか？	(肥沼) 具体的な案件をお聞きした上で、現行の非化石価値取引制度上で整理が可能か否か検討させて頂ければと思います。
今更ですが、なぜ「非化石証書」なのでしょう。説明がすんなりと頭に入ってきません。再エネ証書及び原発証書としていただければわかりやすいと思います。また、再エネプレミアムな電力としてではなくごく当たり前の電気として購入できる世の中になってほしい。	(肥沼) 非化石証書は化石燃料以外のものである非化石エネルギー源に由来する電気から生じるあらゆる非化石価値を証書化することを目的としており、御指摘の定義で漏れてしまう非化石電源が生じないように定義に致しております。
非FITの発電設備の認定基準は、FIT発電設備の基準に準じた内容でしょうか？例えばバイオオマスの持続可能性などに関して事業ガイドラインに沿ったものでしょうか？	(肥沼) 非FITの認定基準については、基本的にFITの認定基準に準じた内容としております。
太陽光発電PPA+電力小売をバンドルする小売電気事業者も増えて来ましたが、自家消費に非化石価値を許容することで高度化法達成に向けてプラスに働くように思いますが。	(肥沼) 現在の非化石証書制度は、非化石電源からの系統への小売供給分について証書化の対象としているため、自家消費における非化石価値については、他の環境価値制度が対象としている等の理由から慎重な議論が必要と考えております。
初歩的な質問ですが、再エネ電力の購入または水力で発電している一般電力事業者が非化石価値を分離することになると、残った電力の購入する一般需要家は排出係数が上昇する、ということになるのでしょうか？	(肥沼) ご理解の通り、今後は電気そのものの価値と環境価値が切り離されますので、環境価値のない水力発電等から生じる電気については、従来対比で排出係数が上昇致します。尚、FIT電気および非FIT電気そのものの排出係数は、全国平均係数を有する電気としております。当該電気に対しFITないし非FITの非化石証書を用いることで、排出係数を下げることが可能となります。
トラッキング実証実験はいつ頃実証が取れ、本稼働になるのでしょうか？その場合の手数料はどの程度になるのでしょうか？今後の見込みを教えてください。	(肥沼) 現在のトラッキングスキームは実証事業であり、将来的には手数料収入によってトラッキング事業を自立運営することも考えられますが、具体的なスケジュール等は未定であり、今後の検討課題となります。
自家消費される再エネの環境価値の証書化は行わないのか。行うにはどうすればいいのか。	(肥沼) 現在の非化石証書制度は、非化石電源からの系統への小売供給分について証書化の対象としているため、自家消費における非化石価値については、他の環境価値制度が対象としている等の理由から慎重な議論が必要と考えております。
非FIT非化石証書は相対で取引ができるということですが、11月からのFIT非化石証書の再エネ指定、指定なしそれぞれの入札市場の規模の大きさや落札価格などどれくらいになるなどの考えはあるのでしょうか。	(肥沼) 証書の入札規模の大きさや落札価格等の見通しは、予見が困難であり、資源エネルギー庁側でも具体的な予想は持ち合わせておりません。
非FIT非化石証書では、旧一電の水力も対象になると理解しますが、それも市場で取引されることになるのでしょうか。旧一電の水力の非化石価値が、旧一電の発電部門と小売部門間で相対で取引された場合、その他の小売電気事業者は市場から調達することができません。旧一電の水力発電の量は相当な量を占めることから、それが相対取引になると、非化石価値市場の発展が期待できないと思われ、何らかの対策が必要ではないでしょうか。	(肥沼) 非FIT非化石証書では、旧一般電気事業者の水力発電より生じる非化石証書も市場の取引対象としております。旧一般電気事業者が有する水力等から生じる非化石証書についても、同社内で利用可能な証書量を一定程度内に制限しておりますので、それ以上に有する非化石証書はオークション等対外的に供給されるものと理解しております。 (三宅) 非FIT再エネの非化石証書はFIT非化石証書とちがって相対取引が可能です。旧一電発電部門が所有する水力の非化石価値は小売部門が優先的に利用できるものですが、余ったものは他の小売事業者に販売することになります。なお、旧一電は自社の水力の非化石価値を追加コスト無しで調達でき、さらに外販で収益を得ることになるので、競争の非対称性ができるということが懸念されます。
海外（特に、インドネシア、フィリピンなどの東南アジア）のFITの小水力発電からの非化石価値を、国境を越えて、販売することは出来るのでしょうか？又、既に事例はございますでしょうか？	(肥沼) 非化石価値取引制度については、高度化法において、我が国の小売電気事業者が系統を通じて小売供給する電力量に対する非化石電源比率を2030年に44%以上とするための後押しをする制度であり、国境を越えた非化石証書の取引は想定しておらず、現状事例もございません。 (三宅) 国を超えた二国間クレジットの取引はCO2削減には適用可能ですが、電力の環境価値取引では行われていません。（できないと理解しております）
石炭発電も再生エネと言える仕組みがわかりません。詳しく教えてください。	(三宅) 資料P2参照ください。2020年度より、ルールとして環境価値は電気と分けて取引する事になりました。ですので、あくまで経産省が定める「電力の小売営業に関する指針」に従えば小売会社がどのような電気（低コストな石炭火力など）を仕入れても、非化石証書を購入して環境価値を後付することで「実質再エネ」とうたう事ができてしまいます。ルール上はそうなってしまいますが、弊社ではそのようなことはせず、再エネ電源、またはFIT再エネ電源の電力調達を行った上で非化石証書を追加します。
水素を使用する際、再生エネで水素を作る場合と化石燃料で製造する場合がありますが、使用者は区別出来ないのですか？	(三宅) 水素を使用した電力（燃料電池）はまだコストが高く商用手前の実証段階の領域かとおもいますが、今後そのような区別をする必要はあると思います。
オークション最低価格1.3円/kwhは、需要家・事業者で負担となるのか、あまり気にならないレベルなのか？	(三宅) FIT非化石証書の最低取引価格が1.3円/kWhとなっています。小売事業者が購入し、需要家に転嫁している形ですが、そのコストは電力価格の5-7%くらいに相当しますので、気にならないレベルとは言えないと思います。取引価格としては少し高いと感じます。
実質再エネ電気は普通の電気よりも何パーセント高額なら商売になっていますか？	(三宅) 弊社が販売する再エネの追加コストは、FITの再エネ電源からの調達を行うためのコスト（発電事業者へのプレミアムの支払い）、及び非化石価値購入費用になります。おおよそ2円/kWhくらいのコスト増になりますので、約7-10%くらいの価格差に相当します。
火力+非化石証書（再エネ指定）が、そもそも「実質再エネ」にすることについて納得された解でしょうか。FIT電気と非化石証書（再エネ指定）のみ再エネとして許容しても非化石証書が余ることはないように思うのですが。	(三宅) 上記回答に述べたとおり、火力+非化石証書を「実質再エネ」として販売することは可能です。FIT再エネ+非化石証書も同じく「実質再エネ」となります。呼び方に差はありませんが、再エネの中身としては異なるものです。購入される方から見れば、後者が差別化されると考えています。
何故、水力以外は「再エネ」と表示できないのでしょうか？	(三宅) 水力電源や卒FIT電源など、FITに頼らないものだけ「再エネ」と呼べるルールです。日本に存在する再エネの半分以上がFIT制度によりできていますが、その再エネ電源からの電力を調達し、非化石証書で環境価値を取り戻しても指針上は「実質再エネ」と区別されるため、再エネとは言えません。非化石証書とFITによる再エネ電源を組み合わせたものは、電源由来と環境価値が揃っており再エネと呼んで良いと思いますし、化石電源との組み合わせと差別化された区分けがあって良いと思います。FITによる再エネ電気を販売するときは、FITの補助があることだけ付記すれば良いと思います。
環境価値とエネルギー価値を分離することが現実的なのかどうか、直観に合わない面があります。これからの改善策をご示唆いただければ幸いです。	(三宅) 本来環境価値は電源に付随する価値ですので、電源構成が明確にされれば証書による取引は本来不要と考えます。電源構成は電力取引（お金の流れ）の事実ですが、証書により電源構成が塗り替えられるようであれば、再エネのロンダリングに繋がると懸念します。少なくとも再エネ販売する際には、小売事業者の電源構成の開示を義務化するなど、情報開示ルールを明確にする必要があると思います。
最近SNSでも広告をみかけます。一般家庭の場合は、どれくらい電気代が変わるのでしょうか。コロナ禍で、電気代が高くなっている一般家庭には少しシビアな検討になりますか・・・。	(三宅) 既存の電力契約によりですが、東京電力以外の小売事業者を含め、一般的に単価が使用量に応じて3段階に上がっていく仕組みになっています。これは過去の慣習ですが、弊社の場合段階はありませんので、ある一定以上の使用量があるご家庭ですと、再エネ電力としても大きな負担なく、あるいは価格が安くなる場合があります。弊社のウェブサイトにて試算が可能ですのでお試しください。

（事務局から）参加者からの質問のうち回答可能なものを掲載しています。